

第4回歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会議事要旨

日 時 平成15年7月14日(月) 16:00～17:56

場 所 内閣府5階特別会議室

議事次第

- 1 開 会
- 2 中間取りまとめ(案)について
- 3 自由討議
- 4 閉 会

議 事

高山座長 それでは、ちょうど時間になりました。きょうは加藤先生が体調を崩されてお休みのようでございますが、皆様おそろいのものでございますので、第4回の研究会を始めさせていただきます。座ったままで失礼いたしますが、御多忙の中、また気候がちょっと不順でございますが、そういう中、お集まりいただきましてありがとうございました。

きょうは、今までの3回にわたります研究会での議論を踏まえまして、既にお手元に素案が行っているかと思いますが、この研究会としての「中間取りまとめ」をまとめていきたいと考えております。

「中間の取りまとめ」（案）につきましては、既にお手元に配られましてお目通しを一応いただいていると思いますが、中が章ごとに大きく分かれております。まず最初に「課題」が出てまいりまして、その後に「対応すべき事項」、最後に「おわりに」と、そういう形になっておりますので、一応各章ごとに議論を進めさせていただきたいと考えております。それで予定の時間の18時ぐらいには終了したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それから、毎回のことで言うまでもないことですが、議事要旨は各委員の皆様方からの修正要求に従いまして、それを事務局でまとめて、適宜内閣府のホームページで公表しております。

それでは、事務局から中間取りまとめ（案）を読み上げていただきたいと思います。まず「はじめに」をひと区切りとして御検討をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

宮城課長 お手元の中間取りまとめを1枚おめくりいただけますでしょうか。読み上げます。

はじめに

人類は、個人も組織も、その社会的活動の過程でさまざまな記録を遺す。殊に、国や地方公共団体等の行政機関が業務遂行の過程で作成する公文書は、組織の活動の記録だけでなく、国民、住民の貴重な記録でもある。

公文書館とは、主に国や地方公共団体が作成した各種の公文書等の中から、永久に保存する価値があるものを評価選別し、保存するとともに一般の利用に供するための機関である。その起源は、フランス革命直後の1790年パリに設置され、国民議会の議事録・記録類及び各省庁等の国家機関から移管される公文書等を保存・公開した国立文書館にあるとされる。

このような公文書館の制度は国や地方の歴史・文化の基盤的制度・施設であるにもかかわらず、わが国においてはその社会的認知が必ずしも十分ではなく、その整備・充実がわが国の国力に比して極めて不十分なままに今日に至っている。

本研究会は、歴史資料として重要な公文書等は国民共通の財産であり、その体系的な保存を行い、国民の利用に供するとともに後世に伝えていくことは国の重要な課題であるとの認識の下、わが国における公文書館制度の拡充・強化を図るための方策について、5月12日の初会合以来、鋭意検討を重ねてきた。

本研究会における検討は緒についたばかりであり、わが国の公文書館制度の抱える課題に対する解決方策について結論を得るには、さらなる議論が必要である。しかし、これまで検討してきた事項の中には、公文書館制度の拡充・強化のために直ちにに取り組むべき事項が数多く含まれている。

本中間取りまとめは、これまでの検討状況を明らかにするとともに、短期的に直ちにに取り組むべき事項を取りまとめ、早急な実施を求めるため、以下のとおり報告するものである。

高山座長 ありがとうございます。これは冒頭のところで今回の取りまとめ、さらには最終的な報告に至る我々研究会の性格づけをしているところでございますけれども、この「はじめに」につきまして、何かお気づきの点、御意見、ここはこうすべきではないか、あるいは、これはどういう意味なのかというような御質問等々ございましたらお出しいただきたいと存じますが、いかがでございますか。

これは「はじめに」で、本文はその後の第1章からということになっていくかと思しますので、それでは、また「はじめに」に戻って御意見をいただいても結構でございますので、引き続きでございますが、第1章の「わが国公文書館制度の抱える課題」について読み上げていただいて、また御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

宮城課長 読み上げ。

1 わが国公文書館制度の抱える課題

国立公文書館は発足から30年余を経過したが、公文書館制度の重要性について政府として十分な認識を持ってきたとはいえ、国民の理解も一部の研究者にとどまっていたこともあり、公文書館制度の先進国である欧米諸国、中国、韓国に遅れをとっているのが現状である。このような現状に加え、公文書館制度をめくり、以下のように新しい動きや変化が生じている。

第一に、近年では「行政に対する説明責任の要請や国民の利用意識の高まりから、重要な公文書等の体系的な移管保存、さらには国民一般の身近な利用の実現に向けた取り組みが必要となっている。

第二に、情報技術は急激に進展しており、電子記録文書の管理・保存、インターネット閲覧などに新たな対応が求められている。

第三に、市町村合併が進む中で、地方公共団体の公文書の消失や散逸が懸念されるとともに、その保存や活用について国と地方との間の連携を考える時期にきている。

このような状況に的確に対応し、わが国の公文書館制度を国際的にも遜色のないものとするために、以下のような具体的課題が挙げられる。

(1) 国における公文書等の円滑な移管

公文書館制度は、行政機関等から公文書等が移管されることによって初めて成り立つ制度であり、公文書等の移管は公文書館制度の基礎となるものである。

国立公文書館は、開館後30年余を経過し、各府省から移管された公文書等の所蔵量は約40万冊（平成13年度末）に達成しているものの、体系的に公文書等の移管が行われているとは認めがたい状況となっている。具体的に移管されている公文書等をみると、移管元となる省庁によっては許認可文書が大部分を占める例も見られるなど、質量ともにまちまちであり、重要な公文書等が継続的に移管されているとは言いがたい。

特に、平成13年度の情報公開法の施行に伴い、移管の仕組みが大きく変更され、移管される公文書等の量が大きく減少している現状が憂慮される。

このような状況を改善するためには、公文書館制度の意義及び移管対象とすべき公文書等の種類、範囲について各府省の関係者に認識を深めてもらう努力を継続する等現行制度の移管の円滑化を図るとともに、制度面の検討が必要があると考えられる。具体的には、公文書等の移管における各府省と国立公文書館の役割分担、公文書等の廃棄・移管の決定の在り方等について現用文書の管理も含めての検討が必要である。

なお、現在移管対象とされていない各府省が広報等のために作成するポスター・パンフレット・白書等広く頒布される資料や写真等についても、国立公文書館への移管対象に含めることが望ましい。

(2) 制度を支える人材の養成

公文書館は、移管されるべき歴史資料として重要な公文書等を評価選別し、公文書等が劣化しない状態で適切に保存するとともに、所蔵する公文書等に関する情報をわかりやす

く提供することが必要であり、それらの業務に関する専門的な知識を有する人材（専門職員）によって支えられている。

特に、公文書館に移管されるべき歴史資料として重要な公文書等の評価選別は、その時代の歴史を規定することにもつながり、その業務に携わる専門職員の資質として、高い見識と幅広い視野が求められる。

こうした公文書館制度の中核となる専門職員の養成は、将来の公文書館制度にとって不可欠のものであり、その質的向上と時代の要請に即した専門スキルの向上を図る制度を不断に充実強化していくことが重要であるが、この面でもわが国は先進諸国に遅れをとっている。

今日、公文書等の電子化、研究者から一般国民への利用者層の拡大等に対応するため、公文書館の専門職員にはこれまでとは異なる新たな役割と能力が求められている。現在、国立公文書館が実施している公文書館の現職職員を対象とする各種研修については、時代に合わせた研修内容の充実や実施方法の多様化が必要である。

同時に、公文書等の移管において国立公文書館の重要なパートナーとなる各府省の文書管理担当者等の公文書を評価選別する能力を高める必要がある。このため、現在、国立公文書館が行っている文書管理担当者向けの研修において、その専門性を高めていくよう、現用文書の発生から移管に至る文書のライフサイクルに応じた研修内容等の改善が求められる。

なお、諸外国においては、公文書館の専門職員は「アーキビスト」として一般に認知されているが、わが国においては、公文書館の専門職員として求められる資格について明確にされていない。こうした「アーキビスト」としての資格については、国立公文書館等の専門職員の養成研修において、国際的にみても高度な学問性と実務能力の養成を目標に、充実強化を継続して進める中で、高等教育における専門課程の充実にもなって国際水準での専門職員の養成体制の整備は急務となっている。

(3) 国立公文書館の体制整備

わが国の国立公文書館は体制について、職員数を諸外国と比較すると、わが国の42人に対し、アメリカ約2,500人、フランス800人、韓国約130人など3倍以上の差がみられる。人材の数にみられるごとく、体制の差は歴然としており、国際的に見劣りしているといえる。これは公文書館に対する国の取り組み、国民の意識、近代的な公文書館制度の歴史の短さなどに起因しており、一朝一夕には解消するのは難しいものがある。しかしながら、諸外国に遜色のない体制や施設を整備するための着実な努力を怠ってはならない。

例えば、国民に身近な公文書館という観点から照らせば、現行の国立公文書館の施設は、諸外国に比べ展示スペースが狭隘となっており、また、業務と一般利用のスペースの未分離など施設上の問題点が見受けられ、一般の利用者へのサービス向上の観点から改善の余地がないか検討する必要がある。

さらに、上記(1)の移管制度の検討においては、文書管理が進んでいる欧米で中間書庫（行政機関等が業務上使用している公文書等で一定年限を経過したものを保存する書庫で、公文書館が管理するもの）を設けて評価選別を行っている実態もあり、わが国における中間書庫制度等の実現可能性にも議論が及ぶことが考えられる。

(4) デジタルアーカイブへの対応

ITの進展とともに、文書作成が電子化され、ネットワーク環境の下におかれる中で、多くの公文書館のデジタル化対応が遅れている。

国立公文書館の所蔵資料の検索システムは「一般の利用」に供することを目的に掲げながら、資料や用語についての解説のない「公文書の件名」等がその使用され、研究者も一般の人々も同一の検索画面を使用するなど利用者サイドに立ったものとはいえない。また、所蔵公文書等については、アジア歴史資料センターに提供されているものを除き、国立公文書館に出向かなければ利用できず、インターネット時代に遅れていると言える。

国立公文書館は広く国民が利用できる施設とするため、一層の利便性の向上を目指して、所蔵公文書等のデジタル化に早期に着手し、インターネットで提供するデジタルアーカイブ化を早急に進める必要があり、情報技術を活用した利用者サービスの改善を早期に図る必要がある。

第一には、情報の所在を示す目録データベースの検索機能の向上が必要であり、第に公文書原本のデジタル化とインターネットによる提供の早期実施を図ることが重要である。

(5) 公文書等の電子化への対応

公文書の電子化の先駆的な取り組みを行っている米国においては、初期の電子記録が保存体制の不備により、ハード・ソフトの両面から読み取れない事態が生じている。

わが国でも、電子政府構築計画が進められており、各府省において電子文書を原本とする公文書等が急速に増加することとなるが、電子化された公文書等を歴史資料としてどのように移管、保存するかについて、未だ十分な研究成果は得られていない。今後、さらに公文書等の電子化が進展するものと考えられ、電子化された公文書の移管、保存、利用について早急かつ本格的な検討に着手すべきである。

(6) 地方における公文書等の保存

昭和63年に施行された公文書館法は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の措置を講ずることを国及び地方公共団体の責務としているが、平成15年4月現在、公文書館が設置されている地方公共団体は、都道府県、政令指定都市の約6割、市町村では、全国で11市町に留まっている。

各地方公共団体の公文書等をどのように保存、利用するかは各地方公共団体が独自に判断すべきことではあるが、公文書館が設置されていない地方公共団体が未だ多数存在し、公文書館が設置されていても、その運営体制が必ずしも十分なものとはなっていないことは、将来に禍根を残しかねない問題である。

全国的に市町村合併が推進されている中、公文書等の散逸により合併前の市町村の歴史が消失してしまうことが懸念されており、施設を持つかどうかは別問題としても、公文書館の機能の必要性は高まっている。

このような厳しい環境にある地方公共団体の状況を踏まえ、国立公文書館が、地方公共団体の公文書等の作成・保管・保存・利用に対する支援に可能な役割を果たすことが強く求められている。

高山座長 ありがとうございます。ただいまお聞きいただきましたように、わが国の公文書館制度が抱える課題といたしまして、大きく6つに分けて課題を提示していただきました。もう一遍振り返っていただきますと、まず最初の「(1) 国における公文書等の円滑な移管」ですが、これは円滑な移管をしていくことが重要であるということです。もちろん公文書、アーカイブズ資料としての認識を高めていただくことと併せて、現用の文書をどう扱うか。要するに記録管理といわれる機能が最近脚光を浴びておりますが、その側面を強化しなければいけないというようなことが(1)のところにあるかと思えます。

(2)の「制度を支える人材の養成」であります。これは国際的な水準での専門職員の方の養成と配属というものの必要性をここで述べたと考えております。

(3)の「国立公文書館の体制整備」であります。ここではわが国の実情に合った体制と規模が必要ではないかということで、ともかく諸外国に比べてどう見ても1桁いろんな面の数値が低いのではなからうかという実態を明らかにしております。

そして(4)の「デジタルアーカイブへの対応」では、これは現在のIT技術の進展、デジタル技術と言ってもいいかもしれませんが、そういう技術的な背景の中で保存の問題をどうするか。さらにはデジタルな形で提供するということが利用上のかなり大きな利便性

をもたらしますが、そのために必要なことはデジタル変換をきちんとしていかなければいけません。その変換が十分行われているかどうかという問題であります。さらに(5)の「公文書等の電子化への対応」は、これはいわゆる電子政府、オフィスのデジタル環境というようなものを考えたときに、そういう中でのアーカイブズのあり方は、従来の紙の環境でのアーカイブズのあり方とはかなり違った側面が入ってくる。それに対する対策・対応が十分であろうかという問題の提起としております。

(6)は、国と地方の問題でありまして、「地方における公文書等の保存」ということで、アーカイブズの面における国と地方のネットワークをきちんとしていかなければいけないのではないだろうか。以上のように大きく分けて6項目の課題を指摘させていただいたわけですが、これについて最初の(1)から順番にいった方がいいのかもしれませんが、順序不同で結構でございますので、御意見、御質問をお願いできればと思いますが、いかがでございますか。どうぞ、山田委員。

山田委員 最初の(1)の3段落目の「特に」以下のところなのですが、情報公開の施行に伴い、移管の仕組みが変わって、それで量が減ったという書き方なのですが、これだと事情をわかっている方にはわかるのですが、どういうことなのか、さっぱり意味が通じないので、どう仕組みが変わって、何でそれで量が減ったのか、少し書き込んでおいた方が、今後の検討の足がかりという意味ではないかという気がいたします。

高山座長 後ほど、また山田委員のお考えを伺いながら文章を補いたいと思いますが、ほかにはいかがでございますか。

私の方から(1)の一番最後の3行の段落でございますけれど、「現在移管対象とされていない各府省が広報等のために作成するポスター・パンフレット・白書等」というのがございますが、それを「国立公文書館への移管対象に含めることが望ましい」。これは作成しているそれぞれの府省では、国立国会図書館の方へ納本させられているわけですね。ポスターは別でありますけれども、パンフレット、白書は納本させられておりますので、各府省へ直接呼びかける形の表現がいいか、あるいは「国立国会図書館と協議の上」というような文言を補っておいた方がいいかと考えております。広報用のポスターは、今、野放しになっているのか、あるいは話美術館あたりで集めているところがあるかどうかという感じであります。

ほかには何かお気づきのことございますか。加賀美委員。

加賀美委員 基本的には課題が網羅されていと思います。前文のところ、「国民の理解も一部の研究者にとどまっていたこともあり」ということですが、私たちは研究者ではありませんけれども、様々な分野のテーマを持ちながらアーカイブの重要性に実は向き合

ってきています。

これは今に始まったことではなくて、さかのぼって、多くの貴重なもの、私たちの場合は映像テープを失ってきまして、痛みと反省の経緯があります。1980年代以前から、その保存、保管、利用、活用、の意識はずっとありましたから、「一部の研究者」と言われるとちょっと違うと思って、その辺を「一部の人」とか少し広げていただいた方が、私たちとしてはうれしいんですけど、お願いいたします。

高山座長 国民の中で、研究者にとどまらず、こういう問題に関心を持っておられた方がいたと。

加賀美委員 でも一部は一部ですね。一部の研究者だけにとどまっているというのは、ちょっと違うと思いました。

高山座長 それは文言を考えさせていただいて補わせていただきます。ほかにいかがでございますか。三宅委員、お願いします。

三宅委員 2ページの「国における公文書館等の円滑な移管」のところで、本文の1行目は、「行政機関等から公文書等が移管されることによって初めて成り立つ」ということで、行政機関以外の国会とか裁判所も制度の対象になっているということがまず書かれているのですが、その次の行は、「各府省から移管された公文書等」ということになって、国会と裁判所が、そこから後は抜けているのではないかと思います。

実は国立公文書館の有識者会議の方で別途に、国とか裁判所とその連携をどうするかという話が実は出たことがありまして、この流れだと行政機関だけで文書の整備なりをちゃんとやりましょうということに限定されている報告書になっているのではないかと思うんですが、将来的なことを見越すとすると、法律上は公文書館法に内閣総理大臣が他の機関と協議の上というのがありますね。いずれどこかで協議が定期的に行われるような制度とどうか手続みたいなのを考えて、それで文書が全部国立公文書館に移管されるのか、それとも国会とか裁判所は独自に保管しながら、それこそデジタル化された目録で検索が可能になるのか、そういうようなことも少し考えておかないといけないのではないかと思うので、少し2行目と3行目のところに、自己抑制しすぎじゃないかという気がちょっとするんですね。

国立公文書館法はそもそも行政機関だけに限定している手続なり文書の収集、移管ということには限定してないわけですから、私が思うのは、まさにこの研究会で、今、官房長官がすごく熱心でいらっしゃるからこそ本当は今がチャンスで、国会とか裁判所等のそういう定期的な協議みたいなものも、今やらないとなかなか進まないのではないかとちょっと思っておりまして、それを何かにおわせざる、もちろんベースは行政機関としてきっち

りこういうことをやりましょうということになると思うのですが、内閣総理大臣が協議するようなことを定期的にできるようなことをここに書くのか、将来の課題にするのか、緊急の課題になるのか、ちょっと私まだ見えてないし、ここで具体的に議論されてないのですけれども、少しそのところを、今がチャンスではないかと思うので、少し御検討いただけないかなと思ひまして。

高山座長 今、先生がおっしゃられたように本当に今がチャンスなんですね。それで、実はこういう基本的な問題、今まで3回の間には議論をしていただく機会がなかったわけですね。具体的にはこういうたたき台を出させていただいて、初めて具体的に御議論いただけるという状況になりましたので、今の三宅先生の御提起に対して、一体これをどこで受けるか。要するにこの後、直ちに対応すべき問題が4ページ以下のところに「直ちに対応すべき事項」という形で出てまいりまして、直ちにはちょっと無理かもしれないけれども、少し長期にという問題が今度は「おわりに」のところにまとめてあるわけです。

今、御提起いただいた問題は、どちらに入れた方がいいと各委員の先生方はお考えなのかということですが、やっぱり今がチャンスだと。直ちにこういう問題を提起してみようということなのか、あるいはこういう問題があるよという問題を広く知っていただくというようなことをやりながら、少し時間かけて、具体的な方策に及んでいこうということになるのか。多分、私が後ろの方で言ったことが実現可能性が高いと思うのですが、そうなった場合に、今回の中間取りまとめ、さらにはこれを受けての最終報告の中でどういう書き方になるのかということになってくるわけですね。

後藤委員 その問題に対する直接の答えがあるのではないんですけども、少し便乗して問題提起だけ、もう一つつけ加えさせてもらいます。例の文書管理法制の問題は、これもここに、例えば2ページの(1)に入れるのがいいのか、「おわりに」入れるのがいいのかということは論点として残りますので、それも一緒に考えてほしいのですが、やはりどこかに、この例えば2ページの(1)で言えば、制度面を検討すると書いてあるわけですね。その制度面の検討の中に、新たな法制の検討みたいなことが入れられるのか、それとも「おわりに」入れるのか、特に立法府や司法府との関係をやりますと、今の国立公文書館法だけでは多分不十分かなということになると思うんですね。法制度の問題について踏み込んでいく必要があると思ひますので、それをどこかでぜひ取り上げていただきたいと思ひます。

高山座長 これは私の個人的な意見でございますけれど、(2)の「制度を支える～」というところの中で、制度の基盤としてやはり法の問題があると思ひます。だから、法の基盤に裏づけられたというような文言を少し補って置いて、そして併せて「おわりに」の中

で、文書管理法ということになるのかどうか分かりませんが、きちんとしたこの問題についての、既存の法体系がどうなっていて、それでさらに新たに法の整備をしなければいけない部分がどこにあるのか。その法はどういう法をつくるべきなのかという問題が入ってくるのかなというふうに考えておりました。

三宅委員 海外調査等がもし可能であれば、諸外国において、行政府が国会とか裁判所とどういふ文書の移管なり連携をとっているのかということとか、文書管理とアーカイブズの関係法制の下におけるアーカイブズの関係とか、そのあたりも実はあまり今まで調査研究されたことがないんですね。情報公開法のときもそこまでどこの調査団も調査が進んでいませんので、できれば今回そういうことで海外に行くと意義が非常に深まって国民の理解も得られるのではないかと思いますので、そういうのを踏まえて、将来的な課題として最終報告に盛り込む方が、今、唐突にこんなことを私が提案して、どこかこの文書に入るといふことよりは、少しその辺のところもポイントに置いて調査をしていくのがいいのではないかと思いますので、問題提起をしておいた上で、最終報告にはある程度書けるように、調査の準備もした上で、実際に調査して、それが報告書にまとめられるといいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

高山座長 ほかの委員の方、今の三宅先生の御提案についていかがでございますか。御異議ないようでございますので、ぜひ、海外調査を含めて将来の課題という形で取り上げていきたいと思いますが、しかし、そのことに対する1つの手がかりといいますか、リンクするものはこの中間取りまとめの中に文言として入れておきたいと考えております。それをどういふ文言にするか、事務局あるいは三宅先生と個別に御相談をさせていただきながらやらせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

加賀美委員 私の思い違いかもしれませんが、全体をよく読めばきちんと書いてあって、何の疑問もないのですけれど、どうしても私がこだわってしまうのは、「国際的にみても高度な学問性と実務能力の養成を目標」となっていると、学問と実践だけでは、確かに豊かなものになりにくいといつも思うのです。そして、これは精神論で申し上げるのではなくて、ささやかながらアーカイブを実際、ちょっと違いますけれど、テープと映像と。学問性も実務も大事なのですが、両方見通せる見識とか経験がどうしても必要だと思います。それがあるか、ないかで随分結果が違って来るはずですよ。学問は、その積み重ねということで大事ですけども、瞬時に判断する見識でしょうか、それを実務にバトンタッチする。両方を結ぶ確かな見識が問われます。

高山座長 それはプロフェッショナルリズムみたいなものとしてとらえていいわけですね。

加賀美委員 もちろんそうです。学問と実務は一生懸命積み重ねればできるものですが、その間を結ぶようなプロとしての見識というか、経験というか、そういうものがあるか、ないかで、公文書の保存、活用の意味が活きるか、活きないかが変わってくるのではないかと。

でも文章を読んでいますと、内容的にはちゃんとそここのところを含んであるので、別にここにこだわるわけではないんですが。

高山座長 おっしゃる意味は非常によくわかるし、私としてはプロとしての見識といいますが、プロフェッショナリズムをきちんと体得をしている。そのことは文言として補わせていただきたいと個人的には思っております。それはぜひ出しておいていただいて、単に知識の詰め込み、あるいは手先の技術や単なる技能だけではないというところにアーキビストの難しさがあるのだらうと思っております。

ありがとうございました。三宅先生、お願いします。

三宅委員 3ページの(3)の最後の「中間書庫制度」とございますね。これは原案をお書きになった事務方としては、これは法律の改正とかそういうのをなしに事実上できるという御理解なのでしょうか。ちょっとその辺どうなんでしょうか。

宮城課長 中間書庫を本格的に入れたときに、法律の規定が変えずにできるかどうかというのは、変えるのが多分普通であるかと思えます。ただ、現行の中でもいろいろできるのではないかと思っております。一つのやり方としてはアメリカ的な、各省から公文書を出させて、まさに選ぶ権限が公文書館側にある。または、各省から出させてから、各省と協力の上でお互いに評価をしていくというやり方もあるかと思っております。残念ながら、我々も中間書庫制度を細部まで調べたわけではないのですけれども。

三宅委員 公文書館に移管されるのは基本的には非現用の文書ですね。そうすると現用と非現用の仕分けみたいなのを各省庁が独自に判断するのではなくて……。

宮城課長 もし現行の範囲内ですと、各省庁の判断において国立公文書館の方に、委託契約まで結ぶのかどうかわかりませんが、文書の保管について、一部を国立公文書館にまずはお願いをするところから始まるのかなと思えます。

三宅委員 独立行政法人化しましたから、委託契約かなんか、契約の手続がないと来ないことになるんですか。

宮城課長 ですから、それを文書で行うかどうかは今後確認が必要かとは思いますが、形としてはそういうことは可能であるかと思っております。

三宅委員 これが中間にとどまるというのはどういう趣旨なんですか。一たん預かるだけなんですか、そこがよくわかりません。ちょっと返してくれという返すんですか。

宮城課長 使用権は各省庁に多分属しているのではないかと思います。したがって、管理権自体は各省庁にある。

菊池館長 私も詳しいわけではありませんけれども、現在の情報公開法、あるいは情報公開保護法に基づいて、37条かなんかでやっています文書管理に関する定めというもので、保存年限が決まっている。保存期限が満了する前に、どれを残し、どれを廃棄するか、あるいは現用としてさらに保存すべきかというところの区分けをするのを1つの中間書庫の大きな機能だと考えるとすると、まず保存年限満了前ですから、各省庁も本来的にその所管に属すべき文書でありますし、何らかの法的制度を講じない限りにおいては、現用文書についての情報公開請求があったときに、開示請求に応ずべき立場に各省庁が立つのだと思うんです。

だから、その段階で公文書館の管理の方に移管するわけにいかないの、公文書館としては、事実上の専有をして、そこでもっている必要な作業をやっていくという形になるのだらうと思います。その限りにおいて法律改正は必要ないということになると思いますけれども、それで保存期限が満了したときに、これについてはこうしようということを経済省、各機関と合意をその期間なりにあれするということになると思いますから、ただ、開示請求があったときに、どういう形に対応するかというとき、その辺のところについては法律上の手当てが必要になるかもしれません。

ということで、中間書庫、期間満了前、1年間の特例措置みたいな、特別期間みたいなものを設けるとすれば、法律改正ももちろん要ると思います。神奈川県なんかでやっておられる。

後藤委員 神奈川県の公文書館は中間書庫を持っています、これは現用の10年保存文書と30年保存文書を5年たったところで全部現局から引上げて公文書館の書庫に入れます。ただし、それぞれの文書が保存期間満了になるまでは管理権は各現局が持つ、文書作成局が持つという仕組みです。そして10年文書は、10年たったところで自動的に本公文書館に移管する。30年文書も30年たったときに移管する。

公文書館の方は、要するにいずれ保管される文書を散逸されることなく、途中から、管理権はないけれども、預かることにメリットがあるわけですね。ただし、管理権はあくまで現局にありますから、情報公開請求が来たら現局が対応します。現用の間は、そういう制度です。ですから基本的には保存期間満了後どうするかということを除いては、中間書庫の設置自体は現行法で十分できるということになります。保存期間満了後にどうするかということについては、新しい法律をつくれれば、神奈川方式とかアメリカ方式とかフランス方式ということが可能になるということです。

小谷委員 文書管理法を考えるのであれば、その中で1章、これに割くべきかどうか検討すればいいのではないかと思います。

三宅委員 私もちょっと思ったのは、法改正が必要だとしたら、将来的な課題になるだろうし、法改正もなしでできるというのであれば、直ちに検討すべき課題のようなところに触れておくこともできると思うので、今の現状の部分には、これが「抱える課題」のところに載っておりますけれども、後ろの方には、これが具体的な提言にはなっていないので、遠慮をしなくても、もうちょっと法改正を踏まえたような将来的課題のところの議論にするのか、それとも緊急にこういうものを提案しようというような形をとるのかどちらかある程度具体的な提言はできるのではないかと思いますので、いいものであれば私もまだ認識が足りないのですけれども、そのあたりを3ページに触れるのであれば、将来的な課題にするのか、緊急に検討すべき課題事項みたいなのを挙げておくのか。いずれにせよ、今のままだとなかなか移管が難しいということであれば、そういうものをつくるまで踏み込むかどうかですね。本当は法律改正をしなくてできるのであれば、それにこしたことはないいいのではないかと思いますので、その辺がまだ、委員でも共通の理解には多分なっていないと思いますので。

高山座長 どうなんでしょうか。先生方の間で共通の理解は簡単にできそうな問題でしょうか。というのは、これは1章の課題として指摘しながら後ろで挙げられていないというのは、私も含めて事務局の方と相談したときには、どう扱うかということがよく見えてなかった。その後、きのうまでずっとこれを読んでいまして、私は「直ちに対応すべき事項」の中に入れて、併せて当然、今、小谷先生からお話があったように、将来文書管理法ができるのであれば、その中でまたきちんとした位置づけをすればいい。でもそれはできるにしても、ある程度の時間がかかるであろうと思いますので、先ほどから御指摘があったように、今回、これは公文書館制度を整備していく上で絶好のチャンスですから、できることはとにかくすぐに手をつけるという形にしておいた方がいいかなというふうに考えておりますので、私は第2章のところで中間書庫の問題、ぜひ明示していただこうと思ってここへ参ったところだったんです。

もし、そんなこといいということでしたら、そういうふうに対応させていただきたいと存じますが。

後藤委員 ちょっと思い出したのですが、中間書庫、神奈川県はフランスの国立文書館の方式から、そういうものを入れようということにしたのですが、「はじめに」のところで、細かいこと申し上げますけれども、フランスの国立文書館が起源だと書いてある。これは「近代においては」と補っておいたらどうか。古代ローマにも既に文書館というの

はあるわけですので。つまらないことですが、

高山座長 これは文言を補わせていただきます。それ以外はいかがでございましょうか。それでは、また適宜もとへ戻ることにはいたしまして、第2章の「直ちに対応すべき事項」、これをひとつ御紹介いただければと思います。よろしくお願いたします。

宮城課長 4ページの2でございます。(読み上げ)

2 これまでの検討状況及び直ちに対応すべき事項」

(1) 専門職員(アーキビスト)等の人材養成

ア 公文書館の専門職員の養成

(アーキビスト養成)

公文書館の専門職員に求められる学問的素養については、近年大学院等に専門課程が設けられているが、国及び地方公共団体の公文書館の専門職員としての実務能力の養成については、国立公文書館が実施する研修が中核的な役割を果たしている。諸外国で確立された養成制度と比較して、国立公文書館が実施する研修の修了者を諸外国のアーキビストと対等と認めることは難しいが、国立公文書館が実施する研修を日本におけるアーキビスト養成の第一歩として、専門職員として国際的水準を目指した養成により、その資質の向上を図っていくことが重要である。

このため、国立公文書館が実施する公文書館専門職員を対象とする研修について、公文書の電子化、利用者層の拡大等、新しい動きに対応したカリキュラムの見直しを行うなど研修の充実を図るとともに、専門職員の段階的・継続的な資質向上に真に貢献するよう、国立公文書館と国文学研究史料館(国立史料館)や大学(大学院)等との協力をも含む研修の体系化を図る必要がある。

(実施方法の多様化)

国立公文書館が実施する専門職員養成課程は、従来から必要とされてきた実務能力の向上に加え、記録管理等の新たな課題を解決する能力を付与するなど、常に充実が図られなければならない。

しかしながら、地方公文書館では、職員数が少ない中、研修期間中欠員が生じることとなるため、研修への職員派遣は難しい状況にある。

地方公文書館の職員の現状に配慮しながら、公文書館専門職員の資質の向上を図るため、専門職員を対象とする研修について、IT技術の発展により可能となった新たな研修方法(オンライン研修、e-learning等)を活用するなどして、研修の質の向上とともに、地方公文書館職員の参加の促進を図るべきである。

また、所定の研修修了者には専門職員であることを周囲にも認知されるような修了証の発行が必要である。

[直ちに対応すべき事項]日

- ・ 研修の充実を検討する上での基礎資料とするため、地方公文書館の職員の研修ニーズ並びに研修阻害要因等の調査を実施すること。
- ・ 各研修の対象者、カリキュラム、研修期間、研修講師陣等研修の充実及び体系化のための調査検討に着手すること。
- ・ 当面の研修の充実を図るため、先進的な公文書館制度をもつ国のアーキビスト等を講師として招へいすること。
- ・ 国立公文書館が実施する公文書館専門職員を対象とした研修の見直しに当たっては、オンライン研修等の新たな研修方法やそのための教材開発についても調査検討の対象とすること。
- ・ 新たな取り組みを進めるため、館外から専門的な知識を有する人材を確保すること。
- ・ 大学院や国立史料館他のカリキュラムとの相互互換の可能性を検討すること。

イ 各府省における文書管理人材の養成

各府省の文書管理担当者は、歴史資料として重要な公文書等の移管に当たって、国立公文書館の重要なパートナーであり、その担当する現用文書が適切に管理されていることは、歴史資料として重要な公文書等の移管の前提条件となるものである。この配慮は従来必ずしも十分ではなかった。また、近年、情報公開制度、個人情報保護制度、行政文書の電子化等、文書管理担当者には新たな専門知識が求められている。

国立公文書館では、各府省の文書管理担当者等を対象とした3日間の研修（公文書保存管理講習会）を実施しているが、従来の文書保存に加え、記録管理等の文書管理担当者に求められる新たな知識に対応して、その内容を見直すとともに、研修対象者を拡充し、公文書等の評価選別を行う知識をより多くの各府省職員に普及し、国立公文書館職員との協力関係をより緊密なものとする必要がある。

[直ちに対応すべき事項]

- ・ 国立公文書館における各府省文書管理担当者等を対象とする研修について、対象者数の拡大、記録管理や現用文書の管理に関するカリキュラムを充実すること。
- ・ 新たな研修を含め、対象者に応じた体系的な研修実施の検討を行うこと。

(2) デジタルアーカイブ等への対応

ア 使いやすい検索システムの確立（新たな目録データベースの構築）

国立公文書館では、所蔵公文書等をインターネット上で検索できる目録データベースを整備しているが、これまで登載冊数の向上に重点を置いていたため、目録に登載されている情報（目録情報）等が不十分なものがみられるほか、登載されている情報と同一の単語でなければヒットしないなど、研究者以外の一般の利用者には必ずしも利用しやすいシステムとはなっていない。誰もが利用しやすい検索システムとするため、目録データベースの改善を図る必要がある。

〔直ちに対応すべき事項〕

- ・ 誰もが利用できる検索システムとして採用可能な手法（あいまい語検索、キーワード辞書の登載等）について、平成15年度中に結論を得ること。
- ・ 目録情報に登載されている情報量（公文書作成日、作成部局等）を増加させるとともに、利用者が目的とする資料を探す上での目安となる所蔵公文書等の資料ガイダンス機能を付与すること。

イ インターネット上での資料閲覧の早期実施

国立公文書館が所蔵する公文書等は40万冊にのぼり、本格的なデジタルアーカイブの運用までには長期を要する。既にマイクロフィルム化されている公文書を中心に、早急に外部に委託する等して公文書等のデジタル化に着手する必要がある。デジタル化された文書量の多さとシステムの利用は正比例する。

〔直ちに対応すべき事項〕

- ・ インターネット上での公文書等の閲覧提供に向け、アジア歴史資料センター情報提供システムをモデルとした目録データベースシステム（目録検索と公文書等の画像がリンクしたシステム）の再構築について、平成15年度中に結論を得ること。
- ・ 館内のみの閲覧提供となっている高精画像について、インターネット上での試験的提供を開始すること。
- ・ 平成16年度からのインターネット上でできるだけ多くの資料閲覧の運用開始を目指すこと。

(3) 国立公文書館施設・設備の整備等

現在の厳しい財政状況の中、新たな施設・設備の整備は難しい状況にあるが、国立公文書館が真に国民に開かれ、21世紀の成熟した日本社会の基盤としての身近な施設となるためには、当面の課題として閲覧・展示等の施設・設備の拡充が必要である。

また、前述したアーキビスト養成及びデジタルアーカイブ等への対応のための設備の整備については特段の配慮を期待する。

なお、国立公文書館の職員数は、現状においても十分ではないところ、本研究会の指摘を踏まえて新たな業務への取り組みを行うためには、館外の専門的な知識を有する人材を確保・活用する必要がある。

〔直ちに対応すべき事項〕

- ・ 公文書の閲覧・展示等の施設・設備の拡充について検討すること。
- ・ (1)、(2)の「直ちに対応すべき事項」に関連し必要となる国立公文書館の設備の整備について検討すること。
- ・ 国立公文書館に館外の専門的な知識を有する人材を確保すること。

(4) 地方公文書館等との連携

(地方公文書館へのサポート)

地方公文書館(46館設置)の体制は必ずしも十分ではないため、公文書館の運営等に関して指導、助言を必要とする場合が多くあると考えられる。国立公文書館は、地方公文書館の実状の把握に努めるなど、地方公文書館との情報交換を密にしつつ、的確にサポートしていく必要がある。

また、公文書館を持たない地方公共団体に対しても少なくとも歴史資料として重要な公文書等の保存方を要請するなど、散逸防止に向けた対応を促すことが必要である。

(ネットワーク化)

地方公文書館は、それぞれ独自に公文書等の保存、利用を行っており、横断的に所蔵資料を検索するシステムは存在しない。しかしながら、IT技術の進展により、各館をインターネット上でのネットワーク化することが可能となっている。

そのようなネットワークの構築により、地方公文書館が所蔵する公文書等を横断的に検索できるシステムを設けることは、公文書等の研究者、一般の利用者にとって、有意義なものと考えられる。

国立公文書館は、全国の地方公文書館を先導する立場から、将来的には、インターネッ

ト上において、地方公文書館との横断的検索可能なデータベースシステムネットワークの構築を目指す必要がある。

また、その際には、国の公文書等を所蔵する外交史料館、防衛研究所等との連携についても考慮する必要がある。

〔直ちに対応すべき事項〕

- ・ 地方公文書館とネットワーク化に向けた協議を開始すること。
- ・ 地方公文書館、地方自治体文書管理担当官のサポート体制の確立に向けて検討を開始すること。

高山座長 ありがとうございます。1の課題を受けて、対応すべき事項として、今、読み上げていただきましたようなことが素案の中に盛り込まれているわけですが、これは、先ほどから御指摘をいただいた問題をそれぞれの項目の中で、十分にこういう表現で言いあらわしているかどうかということの御検討と、それから新たに、直ちに対応すべき事項として、あるいは実施方法のことを述べるにしたら、もう少しこういう問題も入れるべきではないだろうか。いろいろ御意見があるだろうと思います。それで、また御自由に御意見をいただいた上、補うべき文言を少し固めてまいりたいと考えますが、いかがでしょうか。

まず、順番にいきますと、人材の養成が最初に出てまいります。人材の養成が2つに分かれておりまして、公文書館の専門職員の養成というのがアのところにしております。それから、各府省における文書管理にかかわっている人たちの養成、要するに公文書館の応援団といえますか、公文書館に非常に関係の深い仕事をしてくださる方をどのようにして専門の知識や技能を持っていただくか、この2つの事項に分けて書いております。

菊池館長 よろしゅうございますか。

高山座長 お願いいたします。

菊池館長 5ページなんですけど、私は公文書館長としては、まさにまな板に乗った鯉で、まな板に乗った鯉が包丁とかなんか持っているいろいろお願いを申し上げるのもちょっとおかしいのですが、5ページ目の上から4行目のところですが、「国立公文書館が実施する研修の修了者を諸外国のアーキビストと対等と認めることは難しいが」とフラタリーに言っているのですが、これは前にも、後藤委員からも温かいお言葉いただきました。現在の状況の中では、国立公文書館が短いとはいいいながら、前後4週間でやっている専門職員養成課程というのがある意味で言うと、公文書館サイドとしての研修としては一番充実したも

のである。それを中核的に考えていきましょうという温かいお言葉いただいたので、私もこれはもっと充実していかなければいけないと、こう思っているのですが、「対等と認めることは難しいが」ということをここで言われちゃうと、あまり努力の価値がなくなっちゃうものですから、「対等」ではなく「現状では難しいが」とか、「現状では」とか、何かそういう限定を入れていただくと、今後の励みになるかなというのが1つございます。

高山座長 こういふのではいかがでしょうか。私の今思いつきなんですけど、「アーキビストの業務に相当と認めるために、国立公文書館が実施する研修を日本におけるアーキビスト養成の拠点として位置づける」ということでよろしければ。

菊池館長 はい。

高山座長 確かにこの表現はまずいですよね。うっかりしておりました。

あと、ここには直ちに対応すべき事項で、こういう調査をするというのが出ているのですが、これはどうですか。ここまで書き込むのは、果たしてこの中間取りまとめでいいのかどうか。これはすぐに何か動かなければいけないことがあって、こういう項目が出たんでございましょうか。

宮城課長 もとの話は、やらなければいけないということでは思っていることではございますので。

高山座長 そうすると、こういう調査のための予算要求に直結するわけですね。

宮城課長 この調査自体を予算要求するというわけではなく、そこをきちんと考えた上で研修の改善をする、というところで多分予算の話になると思います。

高山座長 わかりました。

加賀美委員 ここはとても大事なことだと思いました。さっきの「対等」もとても気になっていたのですが、繰り返して申し訳ございませんがどのように直されたんでしたか。

高山座長 5ページ目の4行目でございますが、「～の修了者を諸外国のアーキビストと対等と認めるために」……。

菊池館長 「ものとするために」。

高山座長 「対等なものとするために、国立公文書館が実施する研修を日本におけるアーキビスト養成の」までは原文のとおりで、その後を「拠点として位置づける」。ということではよろしゅうございましょうか。ちょっと私も思いつきで言っておりますので、文言として練れているかどうかわかりません。

山田委員 あるいは「諸外国で確立された養成制度と比較して、国立公文書館が実施する研修制度の修了者を対等」という言い方をすると非常にきつくなるので、「実施する研

修が諸外国の研修と対等と認めることは難しい」という表現にすれば、これは多分事実なのではないかという気もするので、出身者は皆さん立派な方で対等なのかもしれませんけれども。むしろ問題は、研修のあり方がまだちょっと足りないという話なのではないから、そういう表現になさったらいかがでしょうか。

高山座長 これはちょっと考えさせていただきます。

山田委員 ついでに、先ほどの調査の問題ですけれども、この間、ちょっと加藤先生からも提起があったような気もするのですけれども、調査をなさるのでしたら、そもそも地方公文書館で一体どういう方が働いているのかというような調査をまずしてみる必要があるのではないかという気がいたしますけれども。

宮城課長 そのつもりで書いたのですが、それを書くと、プライベートを調べているような文章になったりしますので、すいません、研修ニーズに変えてしまったので、職員構成とか職員の出身とか、そういうのを書くと、やや、問題かなと思ったもので……。

山田委員 個人を特定する必要はないわけですから。

菊池館長 地方公文書館の職員の実態と研修ニーズとか。

小谷委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、地方公文書館というのはかなりバリエーションがあるみたいで、郷土資料館みたいなのところもあるし、県庁やなんかの、まさに純粋の公文書を集めてということもあるのでは、というふうに考えていいのでしょうか。かなりバリエーションがあるような印象を受けますが。

宮城課長 そもそも所属するところが知事部局、あるいは教育委員会ですとか、そういうところからも違っているという話です、またその歴史も。

加賀美委員 ということは、そのことも含めて調べるところを、すべて洗い出さなければ、「館外から専門的な知識を有する人材」その専門的というのは、アーキビストとして、あるいはアーカイブについてということの、専門的な知識ということでしょうか。

宮城課長 はい、そうでございます。

加賀美委員 ありとあらゆることでなくて、そのことに……。

宮城課長 そうですね。

加賀美委員 たくさんいらっしゃるのでしょうか、そういう方は。

宮城課長 たくさんはおられないのではないかと、まだ残念ながら。ただ、ここで書いている「館外の」というのは、例えばOBの方ですとか、ということも含めてということですね。あるいは若い人で、また、今、大学での専門の課程も経た方も考えております。

加賀美委員 どこかに同じような文章があったと思ったんですが。

宮城課長 館外から専門的な知識を有する、という文章でございますか。2回ほど使っ

ています。7ページの(3)のところと、5ページの〔直ちに対応すべき事項〕の……

加賀美委員 わかりました。

宮城課長 研修の関係での人材の確保の話と、そもそも館は十分ではないと。

高山座長 館の実態があって、それから、講師としての人材が出てきているわけですね。何か教材、カリキュラムという話はあちこちに出されているのですが、教材も必要ではないかという気がするのですが、その辺はどうなんでしょうか。

宮城課長 教材は、〔直ちに対応すべき事項〕の4つ目の「・」の、「そのための教材開発等についても調査検討の対象とすること」。正直言って、なかなか教材までいくのは大変だとは思っていますけれども、何とかチャレンジをするために「教材開発」という言葉を入れました。

菊池館長 今、ちょっと考えていますのは、私どもの大浜理事なんか長いこと研修といますか、養成、専門職員養成課程という講義の中で、今まで5回やってきているのですが、その講義録とか、その際に講師の先生方がお使いになったような教材みたいなものをきちんとまとめるだけでも相当なものになるのではないかというような感想を述べておられて、その辺のところをまずきちんとやって、足元を固めると、それだけでも随分教材開発の基礎ができるという認識を持っておられるようですから、そういうことを少し前向きに検討してみたいと思います。

高山座長 ぜひ、お願いしたいと思います。国立公文書館に出られない、あるいはこれからアーキビストになりたい、さらには各府省でも文書管理に携わっている人たちなどにとって非常に有効な教材になるのかなというふうに考えております。それ以外はいかがでございましょうか。

菊池館長 先ほど三宅委員からお話があったので、あえて申し上げるわけではないんですが、ちょっと記録のためにも含めて。6ページの「イ 各府省における文書管理人材の養成」というところの第2パラグラフでございしますが、「国立公文書館では、各府省の文書管理担当者等」、「等」の方で読めるといえば「等」の方で読めるのですが、実際のことを言いますと、最高裁と衆議院とか参議院、ここどこそ立法院、司法府の職員も一緒に文書管理担当者講習会は受講してもらっていますというか、参加してもらっていますので、各省だけでなく、各府省、立法院、司法府の文書管理担当者も入っていることを明示したらどうかと思います。その場合は「等」が要らないかもしれません。文書管理者担当者等というのが、もう少し別の意味を示しているのだったら要るかもしれませんが。

三宅委員 地方はここでは。

菊池館長 文書管理担当者には地方は来てない。ほかの研修には来ていますけれども。

加賀美委員 質問なのですが、4ページで、「地方における公文書等の保存」ですが、本当に将来に禍根を残しかねない問題、実際そうだと思うんですね、今の状況というのは、にもかかわらず、5ページに行くと、「研修への職員派遣は難しい状況にある」とあるし、なおかつ私も千葉にいますと、ほかのところを回っても、質の高い研修はみんな待っているし、求めているのが事実だと思うんですね。ですから、このところも、だから、問題だと言っているわけで、いいんですね、これで。

それで、なおかつネットワークとかサポート、実際にはどういうことができるのか。言葉ではよくわかるのですが、それがわかりたいと思うんですけれども。

高山座長 具体的に何ができるかということを考えまして、事務局の方にもちょっとお話ししたんですけど、難しそうなんです、国立公文書館法にも、公文書館法にも「資金的な援助」という言葉が出てくるんですね。具体的になかなかやりにくい。だけど、何かできるとすると、そこへいきなり持っていったら、いけないのか、もっといろいろ努力した、最後の最後かもしれないのですが、お金でのサポートというのが何かあるのかなというふうに考えて、それを入れるべきかなというふうにはちょっと考えてはいたのですが、しかし、今回の場合は、多分それ……もちろどこかに書いてありましたように、厳しい財政状況の中でという大きな枠がはまっていることでもありますので、それ以外に考えるべきことをまず書いておくべきではないかというふうに思っているのですが、これはしかし、委員の先生方のお考えいかんだと思いますけど。

加賀美委員 厳しい状況というのは金銭的な面なんでしょうか、職員数が少ない、物理的な状況もみんな含めてですね。

高山座長 はい。

後藤委員 それに関連して、4ページ、「(6) 地方における公文書等の保存」をめぐってについてですが、国の方の(4)と(5)に書いてあることは地方でも大問題になっているんですね。電子政府を国でやっているのに比べると、ちょっと遅れていますけど、電子自治体ということで、地方公務員の仕事も急速に電子化している。その電子文書というのをどうするかという問題。それから、デジタルアーカイブスの方も進めなければいけないという、この両方から地方の公文書館もこの問題に対応しないといけないんですね。そのことをちょっとここで触れておいてもらえないか。そういうことについての国立公文書館としてのサポートの仕組みを考えていただけるとありがたい。もちろんIT導入研修みたいなことも含めてですけど、それだけではなく、地方における公文書館の電子化の問題について、国から何かサポートができることがあれば助かるなと思うんですけれども。

高山座長 この研究会が国の立場の視点で、まずこれを書かなければいけないというこ

とがございます。地方でそういう問題がある。それに対して国としてどういうサポートができるかというときに、まず、できることは、国の公文書館あるいは公文書にかかわるネットワークが、国立公文書館と各府省との間、あるいは司法府、立法府との間、さらには自治体というふうに広がると。自治体も3,200だか3,300に一遍に行くわけではありませんけれども、段階的にだろーと思いますが、ネットワーク化という問題の中でそれを取り上げることができることと、それから、加賀美委員がおっしゃいましたように、もっと別の形で、単にデジタル化技術、ネットワーク技術だけではなくて、もっと具体的なサポート体制が何かできないか。その両面ですよ。

山田委員 それとの関係で申し上げますと、ネットワーク化といった場合、本来は国のいろんな組織間でのネットワーク化の方が先行して、それに多分地方も加わるという形に多分なるはずなのだと思うんですけども、ところがこの文章の書き方は、地方との連携の方のネットワークの話の最後のところで、8ページの上の段あたりですが、地方とのネットワークのいわばつけ足しみたいに形で、「外交史料館、防衛研究所等との連携」という話が出てきちゃうので、恐らくこれはこれとして、別の前の「デジタルアーカイブ等への対応」なんていうところで触れておいた方がよろしい問題なのではないかと思えますけれども。

高山座長 そうですね。(2)の方へ移すべき話ですよ。

山田委員 何かいかにも地方のつけ足しみたいに見えて、これは変ではないか。むしろ、やろうと思えば、こちらの方は、お金さえあれば、すぐに国でできる話ですから。

高山座長 ありがとうございます。

三宅委員 それが、多分、私冒頭に申しました国会や裁判所をどうするかというようなことも全部絡んでくることだと思いますので、今、山田委員から御指摘になったところは、「デジタルアーカイブ等への対応」のところで、少し項目を独立してお立ていただいた方がいいのではないかという気がするのですが。

高山座長 と同時に、その中へ司法府、立法府とのネットワークをきちんと整理することですね。

三宅委員 ということができるのではないかと思います。

高山座長 ありがとうございます。先ほど話題になっておりました中間書庫の話は、この〔対応すべき事項〕の中での位置づけはいかがいたしましょうか。

山田委員 (3)の国立公文書館施設・整備のところに入れるしかないでしょうね。

三宅委員 いわば、これの具体化になるのでしょうか。〔直ちに対応すべき事項〕で、「国立公文書館の閲覧・展示等の施設・設備の拡充について検討すること」とありますが、

その何か具体化なのかなと、今、ちょっと思っただけなんです。

高山座長 中間書庫という言葉を出しておいて、国立公文書館の閲覧・展示等の施設・設備・中間書庫、中間書庫でも、これは国立公文書館とは違いますよ。

菊池館長 私が言うような話でもないですし、また、官房長もおられるのですが、予算という話は別にしまして、中間書庫のありようを考えた場合、公文書館の施設として、公文書館の例えば敷地とか、公文書館が所有地に中間書庫をどんと建てるという考え方もありますけれども、中間書庫みたいなものというのは、ある程度やってみた上で、どの程度各省庁から文書が来るか、それから、どの程度のキャパシティが要るか、まず一気にやるわけにもいかないと思いますから、やっていこうとすると、例えば空いている倉庫とか、この間もどなたかからかアイデア出ていましたけど、統廃合などで学校の校舎などが空いたりしているようなところがあるとかというような中で、そういうものを使ったり、借り上げて、そういうところで文書をきちんとした形で一時的に保管し預かるという作業するというような形で言うと、必ずしも公文書館そのものの施設・設備ということではなくても、要するに借上げ施設でもできるかもしれない。ビルの借り上げでもできるかもしれないというような形で考えるとすると、必ずしも施設ということではなくて、設備ぐらいにはなるのかもしれませんが。

高山座長 そうするとどうでしょうか。今の7ページの(3)の〔直ちに対応すべき事項〕に4番目の「・」を入れまして、「中間書庫の整備とその管理責任体制について検討すること」みたいな、そういうことを入れておけばいいですね。

それから、今、設備の方へ来ているのですが、1つはデジタル変換がきちんと進んでいないとだめだよという話は「デジタルアーカイブ等への対応」のところを出してはありますが、これは、こういうことを私が言っているかわかりませんが、国立公文書館として、既に十分移管されるべき行政文書が全部移管されてきているのかどうかということですね。これは一説には、私自身あまり専門ではないものですが、よくわからないので、加藤先生がおられたらちょっと聞いてみたかったです。現行の行政府の各府省の中に、本来、国立公文書館にもう行っていいようなもの、例えば大日本帝国憲法下の古い文書がまだ残されているという説もちらほら聞くんですね。そういうものがあるのであれば、それはぜひ調査していただいて、歴史的な史料として移管していいものはどんどん国立公文書館へ移管していただいたらどうだろうか。

特に、今は遅過ぎるのですけれども、3年ほど前の官庁の統合のときなんか、そういうものの中で捨てられたものもあるのではないかと部外者の懸念なんですけれども、そういうことが今後も起こらないようにしておくというようなことはどうなんでしょう

うか。どなたかおわかりの方いらっしゃればと思うのですが、そういうのはもないんだよということであれば心配する必要もないだろうと思うのですが。

三宅委員 移管が柱で立ってないから、移管についての実態調査はもう十分なんですか。今、おっしゃった点は、もし何か掲げられるとすると、移管についての文書の現状についての実態調査みたいなことですよ。古い文書ありますかというのは、それは現状で大丈夫なんですか。直ちにやらなくて大丈夫なんですか。その問題だと思うんです。

江利川官房長 保存期間が過ぎても、直ちに文書課に来るのではなくて、現に部局で使っていれば、現用文書になりますので、例えば30年前に制定された法律でも、今度法改正するときにあのときの立法過程を調べる必要があるということで文書課に移管されないものがあり得ますので、調べてみればかなりあるのではないかという気がします。

菊池館長 公文書館が、昭和46年に設立されたときに、一応の公文書館への移管対象文書の選定に当たって、戦前、昭和20年以前に作成された文書については、原則として各省庁から公文書館に移管すべしということの方針が出されまして、そういう中で多くの省庁は協力をしてくれて出たのですが、ただ、その際にすべて出てきたかということ、やっぱり省によってまちまちですし、省の中でも局によって、局ごとに違うというような形で、かなりの偏りがあることは否めません。ある省にとってみると、昭和何年の法律は、今だに現用文書で、引き続き使わなければいけないと、こういうような形の文書だとして、今でも現用ですということを言っているところもございまして、逆に省庁によっては昭和四十何年あるいは昭和50年に制定した法律の関係原議が各省から公文書館に移管されているというようなものもございまして、そこが必ずしも一律ではない。じゃあ、全部把握しているかということ、各省庁に何があるかということも必ずしも全部わかっているわけではありません。文書管理のファイル管理簿なんていうのが、ごく最近情報公開法との関係でやっと整備されたという状況でございまして、それもどれだけ持っているかということになると、ここもなかなか難しい点がございまして。

各省庁総点検をお願いをするということが無意味だと思っておりますし、やることも価値はあるかなと思いますが、今後の「おわりに」のところの検討課題の中に、移管における各府省と公文書館との役割分担、あるいは破棄・移管の決定権限の問題とか、制度的な問題も含めて、その辺のところを今後どういうふうにするのか、まさにこの研究会での御議論ではないかなと思っております。

加賀美委員 絶対たくさん重要なものがあると思うのです。よくわかりませんが、調べることができるのかどうか。その場合には、時間がどれだけ要するかとか、とても大事なことだと思っております。

これまた全然違うのですけど、忘れられていた2・26の資料だって出てきて、それによって、歴史の見方が違うくらい大事なものができて、そのことを思うと身に沁みているような感じます。できれば、もちろん時間はかかわることですから、すぐにとか、問題があるのでしょうか、基本的にはそういうことはぜひしていただきたいと思えます。

高山座長 今、加賀美委員もおっしゃってくださいましたように、ちょっと時間がかかるものなのかもしれないのですが、どういうものがまだ残されている可能性があるか、これは100%というのはほとんど絶望的に無理だとは思いますが、調査ぐらいは手がける、すぐにやるべきところに入れるべきか。あるいはこの「おわりに」に入っている、各府省と国立公文書館との役割分担の中へ入れるべきか、この辺、御意見分かれると思いますが、どちらかではっきりさせておきたいとは思いますが、どうぞごまじまじ。

後藤委員 私も記憶がはっきりしないのですが、移管基準によれば、今、館長からお話があった、戦前のものとはもかく原則移管なのではないでしょうか。それから、各組織で廃止されたところのものも原則移管というふうになっていたと思うのですが、そういう移管基準の厳守といいますが、遵守といいますが、原則をきちんと守ってもらうことが大事です。また、現用で永年というものが残っている限り移管は、なかなか難しくなってしまうんですね。ですから原則これも今度は最長30年にしたんですね。ところが最後の段階で、少し穴があいて、永年が残ったような気もするのですが、これは運用で30年で一応定年になってもらう。そういうふうな原則ができたのですから、例外があるなら、例外について理由をつけて、また文書の、どういう種類なのかをはっきりさせた上で、例外を認めるものにして、各省庁に何が残るかわかるようにするとか、当面この移管基準をかなり厳格に適用したらどうかというみたいな話を当面のところ載せる。そして、「おわりに」の方では、もう一度、法制度確立の中で、少し保存期限の問題と期限満了後の文書の移管の決定権等を洗い直す必要があるというようなことを入れておいたらどうか。分けて入れる。

高山座長 そうですね。そうすると、しばらく時間がかかる……「おわりに」のところでは、法体系の整備の中に入れるということですね。移管基準の徹底を図るといのは、これは直ちに、の方へ入れる。

三宅委員 これは確かに情報公開法の施行に伴って、文書管理に関する保存年限が定まっていますから、今、おっしゃったのは「以上」という文言が最後に入って、それが30年を超えても各省庁で保管できる文書の根拠法令になっていると思うんですね。だから、各省庁で事実上30年を超えて保管すべきものについては、それぞれ省庁でチェックしているはずですから、移管基準の厳格な運用といったときには、それと情報公開法の管理に関する

定めに基づく文書の管理が連動して、それはあまり時間を要しないで各省庁に問い合わせをすれば、うちは30年以上のものとして、こんなものを保管していますという、具体的に文書目録で出てくると思う。

だから、〔直ちに必要とすべき事項〕に入れておいて、その実態だけは踏まえておくということは、検討の具体的な最終報告をより具体化するには必要な作業になるかもしれませんが、特に国における公文書等の円滑な移管が抱える課題の(1)にあって、当面の課題に何もなくなっちゃうと寂しいので、できれば、その辺をうまく1に掲げられると、そう労力を要しないで各省庁から協力を得られるのではないかと思うんですが。

高山座長 実は移管の問題を2の(1)として、あと順次、番号を繰り下げていくという形をとらざるを得ませんですね。

三宅委員 実態調査ということですね。

高山座長 ありがとうございます。あとは何かございませんか、第2章に絡む問題として。

それでは、最後の「おわりに」のところをまた読み上げていただいて、これは将来にわたる大きな問題がいくつかこの中に入っているように思いますので、御意見をいろいろ伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

宮城課長 8ページでございます。(読み上げ)

おわりに

この中間取りまとめは、これまでの検討結果を踏まえ、内閣府及び国立公文書館において直ちに対応すべき事項を中心に取りまとめた。

本研究会では、今後、移管の仕組み等中長期にわたる制度的課題について、諸外国との比較を行いつつ、検討することとしている。その成果は、今秋を目途に本中間取りまとめを盛り込んで、最終的に一つの報告書として提出することとしている。

今後検討する予定の主たる論点は、以下のとおりである。

国における公文書等の円滑な移管

) 公文書等の移管における各府省と国立公文書館との役割分担

(公文書等の廃棄・移管の決定等)

) 移管の観点から見た現用文書の管理方策等

国立公文書館の体制整備

) 国立公文書館の業務内容と体制整備

公文書等の電子化への対応

) 電子文書移管のための制度的側面

) 電子文書の移管・保存・利用のための技術的側面

その他

) 国際的水準での専門職員養成制度の整備

) 地方公文書館への支援

) 公文書館制度の広報による社会への浸透

この中間取りまとめが、国及び地方の公文書館関係者をはじめとする関係各位の活発な議論を喚起するとともに、公文書館制度についての国民一般の理解を深め、わが国公文書館制度の拡充の第一歩となることを期待したい。

高山座長 ありがとうございます。今、読み上げていただいた内容についてということなんですが、事務局から御相談を受けて、私もそれなりに御意見申し上げて、その段階で落としてしまって、しまったと思ったことが、先ほど来申し上げている法的な整備の問題というのが1つ抜けているのですね。その他の中で一番大きな問題だと思うのですが、それはぜひ各委員の御賛同が得られれば入れておきたいと考えますが、それも入れ方についても御意見、御助言をいただければありがたいと思いますし、それ以外にもいろいろと御意見がおりかと思いますが、いかがでございましょう。

入れるとすると、法の問題というのは、例えば でもいいのですけれども、として、その他を にするというような入れ方でいいのか、あるいはこの中のどこかのローマ数字として入れておく程度でいいのか、いかがでございましょうか。

三宅委員 に絡むと思っていたのですが、場合によると、にも絡んでくると思うので、として独立に立てた方がいいかなと今思いますが、いかがでしょうか。

山田委員 も当然関係してくるんですね。

三宅委員 そうですね。

高山座長 何番かで独立して、要するに 、 、 などと並列の形で、どういう表現がいいですか。「公文書の管理にかかわる法的な環境整備」なんていうかなりあいまいな表現ですけれども、そんなことでよろしいでしょうか。

この法的な、公文書館に今まで情報公開、公文書館法あるいは国立公文書館法、いろいろ関係の法令がありますが、新たな考えられる法としての検討のベースになるようなものは既にどこかでかなり行われたことはあるのですか。

三宅委員 日本でですか。

高山座長 日本で。例えば、アメリカの連邦陪記録法と比較させながら、こういう法律が必要ではないかというような。

三宅委員 情報公開法の法律施行令で文書管理について定めたものぐらいしか、今ないのではないかと思うんですけど、今の国立公文書館法とか公文書館法、情報公開法の施行令とアメリカの連邦記録法とかいろんなものを比較するような作業を一たん、そこから進めないといかんのではないかと思うのですが。

高山座長 そうすると、「おわりに」の中に入れておいてちょうどいいということになりますかね。一応法の問題は、
、
、
と同列の形で扱わせていただくということにいたしまして、それ以外のところはいかがですか。この「おわりに」についてなんです。

三宅委員 先ほどのちょっと細かいところで言うと、
の
)の「公文書等の移管における各府省等」という形で入れていただいて、国会と裁判所も含めた趣旨を入れておいていただければと思います。

高山座長 「等」という言葉よりも、むしろ司法、立法……。

三宅委員 明確に入れるのであれば。

高山座長 明確にした方がいいのかもしれませんがね。

三宅委員 それから、末尾の3行で、この中間取りまとめの取扱いについて書かれているのですが、これはパブリックコメントかなんか、そういうものを念頭に置かれた文章なんですか。

宮城課長 この中間取りまとめを取りまとめるに当たってパブリックコメントを求めるということは考えておりません。しかし、最終の取りまとめがありますので、世の中の方、特に地方の公文書館の関係の方は非常に御関心も高いと思いますので、この中間取りまとめについての意見は吸い上げる形にしたいと思っております。

高山座長 何かもう一遍、最初に戻っていただいても結構なんですけど、きょう、中間取りまとめ、きょうの御議論を踏まえて、また個別にいろいろと御相談させていただきなながら、中間取りまとめの最終文案を考えていきたいと思っておりますけれど、何かこのところ、ひっかかっていたのだというところがありましたら、御指摘いただけるとありがたいのですが。

山田委員 うんと小さくてつまらない話なんですけれども、3ページ目の「制度を支える人材の養成」の(2)の最後のところですが、アーキビストの話が出てくるところが「なお」という書き方になっているのですが、後の方にいくと、非常にこれは重いんですね。

高山座長 「なお、諸外国にはおいては」のところですね。

山田委員 「さらに」とかなんかの方がよろしいような気がいたしました。

菊池館長 私が申し上げるあれではないのですが、今、三宅先生、山田先生、座長からもお話があった、文書管理に関する法的な整備についてのアプローチを考えるとよく

つかあるのだと思うのですが、文書管理というのは、ある意味で言うと、一番の目的は、記録を残すというようなこともありますけれども、文書をなぜつくるかということから言うと、行政を恣意的な運営だとかから排して適正に執行するための必要な手段として文書というものをつくっていく。ここが現実に行われている行政なり何なりはうまくいくために必要で、その副産物として出てくる既存の文書を情報公開に用いたり、あるいは公文書館の記録・保存という形で残すということですから、文書管理法を考えていくときの基本は、公文書館に移管するとか、公文書館で保存するというのが自己目的になっちゃうと、どうしても各省庁、あるいは各行政機関、司法、立法機関もなかなかそこは前向き、自主的に協力してもらったり、同意したりしてもらえないだろう。

文書管理というのはどういう観点からやるかということ、恣意的な行政を排除したり、不必要な変動が生じないような形で円滑な行政運営の推進に資するためということがまず第一で、次に公開とか歴史的な利用とかが必要となる。今の情報公開法の文書管理の定めというのは、「この法律の円滑な施行」に資するためという、情報公開法の円滑な施行に資するためというのが目的になっている、37条の書き方というのは、

私は、文書管理の目的は、情報公開それだけではちょっと少ないなというような部分がありますから、そのところをどういうふうな形で今後取り組んでいくのかなというのは非常に大きな問題だろうと思うんです。情報公開法は施行して見直しをしなければならぬ時期が来ると思いますから、その中でもやってもらいますけれども、公文書館法で情報公開法とか、別々の体系で議論されていくと、また欠落部分が起きてしまうので、そこを包括的に議論していかなければならないので、これは相当本腰入れて議論していかなければならないのだろう。ここの研究会で問題提起していただいて、併せて情報公開法だとか、何かの議論の方ともすり合わせ、つながりがついていくと非常にいいのかなという感じがします。

ただ、そういう意味で言うと、全体を誰が見ていくのかという問題がありますから、その部分について、最終報告といいますが、最終取りまとめのところでは、誰がどういう部分に、ここにまさに役割分担というのがございますけれども、役割分担をどういう形でやっていくのかというようなことについても方向性を最終報告のときには示していただくと大変ありがたいのではないかと思います。

高山座長 大変難しい表現になろうかと思いますが。

菊池館長 そこは、今の中間報告の中に書き込むということではなくて。

高山座長 わかりました。それ以外は何かありましたですか。それから、今回、我々がこの研究会をやっているということは、言うまでもなく内閣府のホームページで周知され

ておりまして、先ほど事務局の宮城課長の方からの話にも絡むわけですが、いろいろとこの際、それではこういうことをお願いしたいというような御希望が事務局サイド、あるいは委員会サイドに寄せられる可能性があると思います。あるいは既に寄せられているかもしれません。多分事務局へ寄せられた場合は委員会の委員の人たちに言って欲しいという話になるかと思えます。

これ、最初から繰り返しておりますが、きょうの議論をもとにいたしまして、もう一遍全面的に文言の調整をさせていただきますので、その段階に間に合うように、もしよろしければお知らせいただければ、委員の皆様方のところに寄せられた意見等で、これはぜひ考えておくべきだということがございましたら、事務局の方までお知らせいただければありがたいというふうに考えております。

それは、そんなことでよろしいですね。それはお受けいただけますですね。

宮城課長 はい。

高山座長 まだ、そういうことで、これから私も事務局の多少のお手伝いをさせていただきながら、文言の最終的な中間とりまとめの文章の調整をさせていただこうというふうに考えております。ということで、これをまとめ次第、最終案をまた各委員の皆様方にもお目にかけて、それで確定という段階に持ち込みたいというふうに考えております。その確定しましたら、江利川官房長の方に御報告を申し上げさせていただくと、そういうことにしたいと思えますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

高山座長 ありがとうございます。

そういたしますと、何か江利川官房長の方からございましたら。

江利川官房長 5月12日に初会合をもっていただいた後、非常に短期間で内容のある中間報告をまとめていただきまして、誠にありがとうございます。この研究会は形式的には私が先生方をお願いしてという形になっておりますが、実質的には官房長官からの強い指示で設置された研究会でございますので、きょうの意見を踏まえて、中身をさらに整理をしていただきまして、でき上がりましたものは、官房長官の日程をいただいて、座長と館長と御一緒に中間取りまとめを官房長官にお届けしたいと思っております。

この中間取りまとめは、非常に具体的に、まず早急に取り組むべきことをまとめていただいたわけでありまして。予算に反映すべきものは予算に、それからまた、予算がなくてもできるものもいろいろありますので、そういうものについては、各省との連携も含めて実施に移していきたいと思えます。

私自身を省みて、公文書の管理・保存ということについてはどっちかというと無頓着で、

今までも、何度も法律改正とか法律制定とか、あるいは運用に当たったの様々な改善とかやってきたのですが、対処するのに精いっぱいというのが実態でした。この資料をきちんと残しておくことが、歴史的に意味を持つ資料を残すことになるという意識のないまま仕事をしていました。多くの公務員に傾向があるのではないかと思います。こういう議論を契機として、各省庁の関係者にも十分認識をしてもらおうように努めながら成果を活かしていきたいと思っております。

まだまだ検討すべき事項がたくさん残っておりますし、秋に向けて、また御議論をお願いすることになりますが、まとめていただきました意見につきましては、1つ1つ大事にさせていただきたいと思っております。また、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

高山座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に前回から既に事務局から提示されておりますが、委員の皆様方の海外視察で、先ほどもその海外視察のときに、こういう視点でという貴重な御提言もございましたので、その問題につきまして、事務局から御説明を申し上げたいということでございます。

宮城課長 資料はお配りしてないのでございますけれども、まずは、アメリカ、カナダという北米でございますが、一応多くの方々が出席できる日程は9月29日～10月4日というようなスケジュールで、米国、カナダとの調整を始めさせていただくという形になるかと思っております。

それから、韓国、中国の方でございますが、こちらについては、御出席いただける方々は9月8日の週でも、あるいは15日の週でも可能だということでございますので、韓国と中国の方の日程の関係で、どちらの週にするかということのを至急向こう側と相談をいたしたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、北米の方とアジアの方、どちらかの海外視察に各委員御出席をいただけるようでございますので、ぜひ中身のある視察にいたしたいと思っております。これから適宜、細かい手続等について御相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。今の海外視察の日程、あるいは計画、これについて何か御意見や御質問ございませんでしょうか。

加賀美委員 途中から参加ということもできますか。

宮城課長 それは可能でございます。

高山座長 皆さん大変お忙しいと思いますので、そういう形でひとつよろしくお願いいたします。ほかになければ、次に研究会のこれからの進め方でございますが、これで中間

取りまとめがかたまりますと、ある程度の山場が越えたということになりますが、今後のスケジュールにつきまして、事務局から再びお願いいたします。

宮城課長 これからお話することは、この中間取りまとめがまとまった後ということでございます。「おわりに」のところに書いてございますが、移管の仕組み等中長期にわたる制度的課題について、諸外国との比較を行いつつ検討をするという、後半の方のスケジュールでございます。先ほど申し上げましたとおり、海外視察が、アジアですと、9月の初旬か、あるいは中旬、北米の方が9月の最終週という形になるものですから、夏休み明けに後半の方の検討に入りたいと思っておりますのでございますが、海外視察のことも考慮いたしますと、これから8月下旬からの皆様方のスケジュール調整を始めさせていただいて、可能であれば、8月の下旬から後半戦のスタートをさせていただければと思っております。9月に海外視察が入ってしまいますが、制度論をするためには、3～4回の御議論がまた必要なかなと思っております。きょうの会合が終わりましたら、直ちに8月下旬からのスケジュール調整をさせていただきますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

最終的には、今秋と中間取りまとめに書いてございますが、あまり遅くなるのも、秋の声、冬声を聞かないうちというような感じでございますが、それであれば、それなりの回数が開けるかなと思っております。

以上でございます。

高山座長 今のスケジュールについての何か御希望等ございましたら、いかがでございましょうか。それでは、一応寒くならない前に最終報告が出るような形で、夏休み明けぐらいのところから、またいろいろと御審議に御参加いただきたいというふうに思います。

それでは、以上で一応本日の議事をひとまず終了させていただきますが、また、毎度のことでございますが、本日の議事要旨、これを速記録ができ上がりましたら、お手元に配布させていただきたいと思っております。その節はよろしくチェックをお願いしたいと思いますし、それから、中間取りまとめの文章を固めます上で、いろいろとまた事務局から御相談をさせていただくかもしれませんので、そのときはよろしくお願いいたします。

それでは、本日まで中間取りまとめに当たりまして、大変御協力いただきましてありがとうございました。今後は制度的な課題というところに中心的な議論を移してまいりたいと思っておりますので、重ねて御協力のほどお願い申し上げまして、本日は閉会ということにさせていただきます。ありがとうございました。